

[議事内容]

1. 開会 (事務局)

2. 会長挨拶 (会長)

皆さん今晚は、寒い日になりましたが、その中をこのようにお集まりいただきありがとうございます。また富野先生には年末のしかも夜分に、遠いところをお越しいただきまして、11 回目の時には条例の試案を先生の方から出していただき、そして前回には5つのグループの意見発表と前文について議論いただきました。貴重な意見を沢山出していただきまして、前回で終わりにするには心もとない、悔いが残りそうだということで、もう1回今晚の会をすることになりました。今晚は、また富野先生の方から前回の意見を元に修正していただいた条例項目なり前文なりをご説明・ご指導いただくと、そしてまた皆さんの方から意見を貰う、そういう会になるのではないかと考えています。前回のときにも私申し上げたのですが、富野先生が最初の会議の時に基本条例についてご講義いただいているんですが、基本条例は50年のまちの組織をつくるものだと、自分達が本当に大事だと思うことを出し合い、腹の底から納得の出来るものをつくり上げるようにしていただきたい、そういう風にご指導いただいています。委員の皆さん方には、今まで12回のつくる会、それから各グループワーク、そういうものを通じまして自分達が本当に何かと思うことを出していただき、熱い思いを条例について議論していただいた。そういう風に思います。本当に熱心に、意見を積み上げていただきました。本当にありがとうございます。

今晚は、全体としては最後の会になるのではないかと考えています。どうか、悔いを残さないようにご意見をいただきまして、委員の皆さんがそれぞれ納得のできる基本条例が出来上がるように、ご意見・ご支援を賜りたいと思います。どうかよろしくをお願いします。

3. 協議事項

アドバイザー：龍谷大学法学部教授 富野 暉一郎 氏

(富野教授) 皆さん、どうも今晚は、また無理に時間をつくっていただきましてありがとうございます。前回、一応全体の条例の姿を検討していただき、今、会長さんからもお話がありましたように、もう一度だけやらせていただきたいということで、今日最終的に取りまとめが出来ればしたいということで、前回の皆さんのご意見を踏まえて私なりに全体の姿をつくり直しましたので、見ていただきながらご意見をいただいて最終的にまとめていければと考えています。それで、各条文を読み上げる中で個々のご意見を出していただくということで進めたいと思います。

まず前文ですけれども、前文については前回のご意見の中で信仰という言葉はどうするかということが御座いました。これについて色々考えたのですが、どうしても良い言葉が思い付かなくて、一応そのままにしておきまして、皆さんの今日のご

意向を伺いながら最終的な表現、あるいはどこを触ってどこを触らないかを含めまして結論を出していただきたいと思います。それから、“国際的な社会に広げる”ということの前文の中に入れたらどうかというご意見がありましたので、最後の方に“この地域の役割を、国際社会にひろげつつ”というところで、国際社会との関係をおいはい開かれた地域社会ということの表現をこういう風にしてみてはどうかと思います。それから共有と情報、それからパートナーシップあるいは協働ですね、これについてもそれぞれご意見がございました。そういうことで、大変短いものですが、役割分担を基にということ为前提として“豊かな人間性を持った人々をはぐくみ”ここで教育の問題を入れて、それから“情報の共有と協働によって”と、このまちを更に充実させるという形で、これで良いかどうかわかりませんがとにかく入れたと。これで読みとっていただけるかどうか、これをベースにして実際に条文の中で教育とか情報の問題とかを書き込むわけですので、こういう表現でよろしいかということで一応提案させていただきます。あとは、それほど大きく変わっていませんので、この3点です。信仰の問題と国際性あるいは開かれた地域社会ということと、教育、情報、協働このあたりの使い方を、前文の中でどのようにさせていただきましようということについて。あるいは、皆さんお持ち帰りになって、やっぱりこういうところをもう少しというご意見がありましたら、とりあえず出していただくと。無いようでしたら、最後に総括的にもう1回やりますので、その時にまとめて出していただいても結構です。

- (市民) 信仰のことですが、深い信仰心を“心”という字を入れればいいのではないかと。
- (市民) 深い信仰というのに拘る方がおられるようでしたので、これを“人々の”次を“風土”に置き換えて、“人々が風土を背景に”といった方が滑らかにいくのではないかと思っただけで、どうですか。
- (富野教授) もう少し、マイルドにするということですね。信仰という言葉を使わないように。これは読んだ方がどこまで読み込まれるかですね。信仰心というのかなりストレートに理解できる、それから風土ということになると、その意味しているところはこういうところかなと読み取るとこういう形になりますよね。そこら辺の違いと違います。どうでしょうか。
- (市民) 信仰心で、いいんでないですか。
- (富野教授) これは、もう一度最後にやりましょう。一番大事なところみたいですから。前文については、そこだけを課題として残すということでもよろしいでしょうか。
- (市民) 2箇所結び目という言葉がありますね。“人やモノや情報”それから“歴史や文化やモノの流れ”、こういう接点だとかいう言葉があるのですが、言葉の流れとして結んでしまっていていいのか。いわばそこがひとつの接点になっているのに、結んでしまうと終結するようなイメージにならないかなという気がするのですが。
- (市民) 接点ではちょっと、結節点という言葉かなとも思うのですが、固いかな。

(富野教授) ちょっと固いですよね。結節点という言葉は好きですが、前文としては出来るだけ優しい言葉を使いたいなあというところがあって、もう少し良い言葉がないですかね。じゃあ、これも課題として残しましょう。

それでは、総則の方に移ります。総則に関してのご意見は、順番として市民・事業者・市であろうというご意見と、福祉の充実について入れたほうが良いだろうというお話がありました。そういうことで、3行目で“米原市における自治の確立と市民福祉の充実を推進することを目的とする。”という福祉を入れました。これについて、いかがでしょうか。

(市民) 異議なし。

(富野教授) それでは、第2章の用語の定義のところに行きます。ひとつの提案として、“米原市”は削除して、解釈・運用のところで“行政区域としての米原市”と書いておいて、あんまり用語が多くなるといけませんので、これは削除させていただくことを提案します。

それから、事業者等のところは、事業者等に団体は入っているのですが、後のほうに“市民自治組織”という地縁組織のことが入っていますので、ここで定義しておいた方が良いのではないかと。NPOとの区別をした方がいいと思いますので。

“市民自治組織”ということで、“市内の特定の地域を対象とする原則全員加入制の地縁団体および地縁団体に類する地縁組織”、このように定義することの変更を提案させていただきます。それから、事業者については、“市内に事業所を有する商法上の法人”ということで、営利企業ということの特に入れない方が良いのではないかと思いましたが、商法上の法人とさせていただきます。それから注の方で、市民以外の関係者については“利害を有するもの”として記述したらどうかと。ただし、その内容については、定義の方に入れるのではなくて、解釈および運用のところで“市民”“住民”のところに入れてはどうかということの提案です。それから、もうひとつは、参加、参画、相互補完等いわゆる協働での関連した言葉がありますけれども、これについては“協働”の定義の解釈および運用で説明してはどうかと。出来るだけ項目を増やさずに、解釈の部分で説明するという形でいかなものかと。ただし、これをやりますと、解釈を読まないといけない部分が出てきますので、そういうご意見がありましたので。

第2章の用語の定義については6つに減らして、その中で“市民自治組織”を小項目として入れていただくということで、それらについていかがでしょうか。

(市民) 市民の定義の中に、市内で働く人が入らないと、現実に色んな市民会にしても協議会にしても、働く市民でないと分からないサービスというものが沢山あるわけです。市民の中に市内で働く人を是非入れないと今後の運営上まずいのではないかと。

(富野教授) いかがでしょうか。どういう風に入れましょうか。市民そのものに入れてしまうと、市民の権利とか責務という時に、若干問題が出てきますよね。

- (市民) 多くの参考になる条例をみても、働く人、学ぶ人というのがほとんど出ています。住民投票なんかでも市内に住所を有すると明確にすればいいわけで、入れるべきだと思います。
- (富野教授) そういうことでしたら、入れますか。じゃあ、どういう形で入れましょうか。
- (市民) “ならびに市内で働く者および学ぶ者”でも、いいのではないのでしょうか。
- (富野教授) じゃあ、そこをちょっと読み上げましょうか。“住民および米原市において外国人登録を有する外国籍住民ならびに市内で働く者および市内で学ぶ者”そういう風に変更しましょう。
- (市民) 住民と市民を厳密に分ける必要があるのか。第3章の(1)で住民主権となってますが、市民権でなくていいのか。住民主権だと、永住外国人とかが入らなくなってしまう心配があります。
- (富野先生) そこは、主権者規定を破棄してしまうということもひとつ出たんですけど。主権者ということになってしまうと、ちょっとまずいのではないかと。いわゆる参政権とかがありますので。どうしますかね。主権者規定を外しても、何ということはないですけど。
- (市民) 条例の中では、市民と住民という区分は、ある意味市民にも色々参画いただきながら協働ということもありますけれど、最終は住民というところとは、住んで生活をしている方と何らかの形で縁のある方というのは、どこかで一線を引いたほうが良いのかとも思うのですが。
- (富野教授) なかなか難しい選択ですね。条例の中に市民権という言葉をもし入れるとすると、そこをもう一度定義しなおさなくてはならないですね。普通、条例の中では市民権という言葉は、馴染まないといわれていますから、入れるとすると入れるような形をつくらないといけませんね。市民権はこうですよ、住民主権とはこう違いますというのを書けばいいわけですから。それで、第3章の第1項は、きちっと規定をするのであれば市民権にしてしまって、市民は米原市の主権者でありと書いて、その意味はということで、用語の定義のところでも身を示して書いておけば良いという事になると思うんですね。ただ、あんまり条例では使っていません今まで。
- (市民) 住民はその土地に住む人という風に理解ができますので、市民というのは色んなところで都市形成の中で自発的に参画していくという部分がありまして、必ずそこに住んでいるという風になりませんので、そこへ入れておかないとやはりまずいのではないかと。
- (富野教授) そういう意味では、用語の定義のところに住民というのは必ず載せておかないといけないということですね。それと、市民はどう違うかということですね。
- (市民) 別にここで入れなくてもいいではないですか。住民は住民として・・・
- (富野教授) そうすると、住民と書いてあるところは全部市民に書き換えられるように、定義

をこういう風にして、市民の定義は3項ですと、市民主権であるとかはもう一度定義し直さないとまずいだろうと思います。これはなかなか大きな問題ですから、最後にもう一度やりましょう。

他には定義どうでしょうか。もし無いようでしたら、とりあえず一応ここで切らせていただいて。第3章の基本原則の方で、これはまちづくり基本原則ですよ。住民主権を市民主権に換えるかはあとで議論します。役割分担と協働のところで、ここはご意見いただいたところで協働の内容を「補完と連携によって協働のまちづくりを推進する。」と、協働と連携のふたつはおかしいというご意見でした。それから啓発というご意見もありましたし、人材・教育の問題がありましたので、役割分担と協働を支えるために、「地域全体の意識の向上と人材育成に努めなくてはならない。」を入れさせていただいて、一応啓発関係と人材育成あるいは教育問題について原則の中に入れていただきました。これは提案です。

それから、“持続的な発展”については後ろの方にも使っていますので、“持続可能な発展”について解釈を入れておく必要があるだろうと。

それから、多様性の尊重のところは長かったので、権利というか地位とか性別とか書いてありましたけれども、全部外してしましまして、「すべての市民は人として尊ばれ、不合理な差別から守られる権利を持つ。」ということで、解釈のところで在住外国人の権利や公共的活動の保護等について、特に特記するという事で皆さんからのご指摘に対応したらどうかと考えています。

情報の共有については、「また何人も市が管理する情報の公開を求めることができる。」として、情報公開条例との整合性は図りましたけれども、情報全体については規定にはしなかったと、一応条例対応だけしておくということで、これに対してご意見があれば出していただきたいと思います。

(市民) 都市経営という字句が入ってきますけれども、前回は意見は何も出ていなかったのですが、解釈範囲が色々あると思いますので、どういう風に捉えていくのかこの辺をここでしっかり決めないと、どこまで都市経営というものをみていいのか。

(富野教授) 都市経営については、用語としては5章の前の“市政情報の管理及び運用”というところに、都市経営に係る情報という言葉が出てきます。それから市の責務のところにも都市経営が出てきます。用語について解釈運用で説明するのか、定義であるのかという問題があります。ただ都市経営は、狭い意味での都市経営と広い意味での都市経営のふたつがありますので、ここで用語の定義のところですてしまうのがいいのかということがあります。そういうことで、解釈運用の方にふたつの種類があってというところを説明しながら対応できるような形にしていけばいいのかなと、一応解釈運用の方ではどうかと、今のところ提案として考えています。

一応、原則については第3章で5つの原則ということでまとめさせていただきました。どうぞ、ご意見を。

(市民) 情報の共有のところ、「また、何人も市が管理する情報の公開を求めることができる。」では、誰かが公開を求めなければ市は公開しなくてもいいとも読めないことはない。僕はそれよりも、「まちづくりに関する情報は米原市の公共財であり、市民・事業者・市の間で共有され、公開を原則とする。」とすればどうかと、むしろ積極的に公開するのが原則だと。

(富野教授) 実は、公開よりも共有の方が強い言葉なんです、いわゆる法律用語としては。それと、これは何人もですから、要するに利害関係がないということで、つまり世界中のどこからきてもとという意味です、何人もというのは。

(市民) よくわかるのですが、今までの公開条例なんかも積極的なものでなくて消極的なものですよ。市の方がもっと積極的に色々な情報を市民に流すということが原則としてどこかに謳ってないと普通の人によめない。この、「また求めに応じて」と書いてあるのが僕はおかしいと、求めに応じなくてもこうだと。

(富野教授) これは、情報の公開については求めに応じてです。それぞれの、まず情報提供するというので、これは自ら提供しなさいということです。その次に、それだけでは足りない部分があるかもわからないから求めに応じて公開をしなさいと。ですから基本的に共有というのは、市の共有財産であるというのがひとつです。その次に、まず提供するのが原則ですと、提供されない分については求めに応じて公開してくださいと、この3つになっているのです。

(市民) それならわかりますが、仰るように前の方の基本原則の部分。

(富野教授) そうですね。何人の部分は、後ろの情報の関係のところに移すということで、ここから外します。

(市民) 第4項[多様性の尊重]ですけど、ここは表現的な部分で“守られる権利を持つ。”というようところで、この地域も古くから人権学習とか人権啓発活動とかしてきまして、ともすると受身的に取りかねない表現。許さない・許されないという強く言い切ってしまった表現の方がよいのではないかという、これは感覚的にですけど。

(富野教授) そうですね、どうでしょうか。権利の擁護の部分ですから、普通侵された場合に守る・守られるということですね。勿論、何かいい表現があれば言っていただければいいんですけど、どうでしょう。もし書くとすると、「すべての市民は人として尊ばれる。」で切って、「何人も不合理な差別をしてはならない。」という風に積極的に書くかですね。

(市民) 私は、例えば今言われたように「すべての市民は人として尊ばれ、不合理な差別をされない権利を持つ。」とかそういう風にすれば、実際に不合理な差別があった時にどうするかという問題が起こってきますから、これはやっぱり“すべての市民は人として尊ばれ”というのがひとつあって、もしそれで侵された場合に守られる権利を持つというような書き方をしておかないとまずいのではないかと、その方が強いのではないかと思います。

(富野教授) こういう風に書くと、行政はそれに対してきっちり対応しなければいけない、色んな責務に関係してきますよね。どうでしょうかね。

(市民) 「守られる権利を持つ。」が的確な言葉かと。

(富野教授) だから、むしろこちらの方が強い規定だと考えていると、具体的な措置をとらなければいけないということで。行政の責務が裏地になっているということ、きっちり解釈に書いておくということにしましょう。

それでは、情報の共有のところを“また何人も”以下を後ろにまわすという事を一応ここで決めて、とりあえず次にいきます。

第4章です。まちづくりの役割分担と協働のところ。これは変えたところは2ページ目ですね。公益の部分も入れて欲しいというご意見もございましたので、事業者の責務ということ。「事業者は地域の経済的活動を高め地域の雇用の確保に努めると共に、まちづくりの利害関係者として地域社会にその公益に資する資源を提供するものとする。」ということで、こういう表現の仕方がよかったのかどうか、主旨がありますのでご意見を聞かせてください。それから団体等のところは少し表現を変えて「地域社会の公共的活動の主役として、公共的サービスを広く担うことができる。」ということです。これは“広く”がどういうことかという、基本的には行政がやっていた仕事もかなりできると、これは解釈のところに書き込まなくてははいけません。一応これだけ変えてみたんですけど。

その次に、市民及び事業者等の権利と責務の第5章があるのですが、その前にその前提として情報についてきっちりまとめておかなければいけないということで、入れるとしたら第5章なのでしょうか、前が第4章ですから、どこに入れるかは別にして、市政情報の管理及び運用というそういう項目を入れたらどうかということで提案させていただきます。これは本当は全部真っ赤[資料は修正・追加分は赤字で表示。前回と同じ部分は黒字表示。]なのですけど、他のところを書いてある文章がありますのでそれはそのままもって来ましたという意味で黒になっています。ひとつは、知る権利というところでふたつ。「市民及び事業者はまちづくりについて適切に判断し行動するために、市が管理するあらゆる情報を知る権利を有する。」これがひとつ目です。それからふたつ目は、今度は逆で市の方です。「市は市民及び事業者等の知る権利を保証するために、適切な時期に適切な方法で情報を提供し、また求めに応じて情報を公開しなくてはならない。」ですから提供と公開ということです。それから2番目は情報の整備と公開及び提供ということで、議会と市の責務です。「議会及び執行機関は、まちづくりにおける市民の参加・参画を有効に機能させるために、計画・実施および評価のすべての段階に関する情報を遅滞なく市民に提供しなくてはならない。」「市は、都市経営のすべての過程にかかる情報を迅速に整備して、適切な方法で開示すると共に、わかりやすく説明する責任を果たす様に努めなければならない。」「議員は、議会活動に

関する情報、市政の状況等について、市民に開示し、説明することに努めなければならぬ。」「議会は、会議を公開するとともに、議会が保有する情報を公開し、また市民及び事業者等との情報の共有を図ることにより、開かれた議会運営に努めるものとする。」一応こういう風に全体として情報のあり方についてまとめてみました。これは全く皆さんが初めて見る章ですけれども、皆さんのご意見のあった分も含めてここにまとめさせていただいた訳です。いかがでしょうか。

(市民) 言葉としては異論ありませんが、私が心配するのは(1)の知る権利の中の適切な時期・適切な方法というのは、行政側からみたものと住民からみた適切な時期はギャップがありすぎるわけです。その辺のところの解釈をしっかりとっておかなければと思います。

(富野教授) なるほど。本文で書くか、運用のところで書き込んで、これは行政の立場から見たものではなくて市民の立場から見てと、あるいはまちづくりの公益性の立場から見てと、そういうことにしたいと思います。あと、いかがでしょうか。

(市民) もう少し都市経営という言葉が分かりにくいような気がするのです。これはどこかにコメントしておかないといけないかという気がするのですが。

(富野教授) 皆さんの方で判りにくい・馴染みにくい言葉でしたら言葉自体を換えるか、あるいは解釈に丁寧に入れるのか、あるいは項目として出てきた最初のところで説明をいれるか、この3つの選択がありますから、これはあとでもう一度やりましょうか。

(市民) それでね、まちづくり言ってきましたので、まちづくりというのは市民サイドの培ってきた言葉かなあ、都市経営は行政側のまちの経営というところから出てきたのかなと、単純に思っているのですけど。

(富野教授) まちづくりというのは非常に幅が広いですから、行政だけに負わせるわけにはいかないのですよね。そういう意味で都市経営のほうが馴染みやすいということがあるのです。まちづくりという言葉と都市経営という言葉は、条例の中では使い分けをしている訳です。まちづくりは全体がかかわって市民と事業者と行政が全体として進めていくものだと、都市経営というのはやっぱり行政が戦略的に展開するものということなんです。そのあたりはどこかで押さえておかないと確かにいけない話です。

(市民) 都市経営という言葉が入ることによって、米原市が色んな条例や規則をつくったり、色んな事業をやる時に、これは憲法ですから厳しい規制がここで生きてくることで、僕はいい意味では入れておかないと、合理化もできないし市民のための市民の政治も多分出来ないだろうと思うし、無駄とか斑が出来てしまうだろうと。だからその文言というのはとても大切だと。だから先程言ったように、狭い意味で解釈するのか広い意味で解釈するのかと聞いたら、広い意味だと仰ったので僕はそれでいいのかなと。

(富野教授) そちら辺の議論を踏まえて、最後にもうちょっと1回やりたいと思います。



それでは第5章、これは市民及び事業者等の権利と責務ということで、これは大変ご意見が出ていたところですのでだいぶ変えさせていただきました。一番のまちづくりの関与のところですけど、「市民及び事業者等は、まちづくりの役割分担に従い、広くまちづくりにおける参加・参画および協働の権利を有する。」こういう風に書きました。実は“広く”と書いた意味がありまして、いわゆる市民投票とかでも出てきたことですが、年齢とか事業者の色々な制限があんまり無い様にしたいということでもありますので、広くという意味は“年齢や事業者の規模及び性格によらず、また利害関係者についても必要であれば可能とする。”ということで、要するにこの広く年齢やあらゆる違いを含めて全部可能にするような意味でつくりました。

それから、「市民は原則として議会及び執行機関による企画・実施および評価等の活動に参加し、参画する権利を有する。」これは参画という言葉が出てきますけれども、これは協働ではないんですよ。逆に行政や議会の活動に対してどうするかということですよ。

それから次、「市民は、まちづくりに関与する時には、自らの意見と行動が適切であるように努めるものとする。」これは、要するに責任を持って行動しなさいということですよ。ただ、責任を持ってということだと、責任を持たないとできないみたいな話になるとちょっときつくなる可能性があるんで、“自らの意見と行動が適切であるように努めるものとする。”という表現で、少し抑え目に書いた方がいいのかもしれないということで、こういう表現で提案させていただきました。

それから、「事業者等は、その活動にあたって、市と市民の公益との調和に努め、また地域社会との調和を図るように努めなければならない。」これは環境の保全やまちづくりを害さないようにコントロールできるような表現にしました。市と市民の公益、これは環境と地域社会との調和、地域社会の中できちんとした作業をしてくれるということで、こういう表現で提案させていただきました。

それから市民投票ですけども、尊重規定が前は無かったのですが、一応念押しで入れておきました。それから、常設型の市民投票については“市は市民投票に関する制度を整備しなくてはならない。”ということの解釈を“常設型市民投票制度を含む”と解釈に書いておくということは可能かと思います。どうするかは皆さんに考えていただきますね。それから、市民投票の発意、投票権の範囲それから市民投票における情報の取り扱い、これを入れてみました。それから“投票方法、結果の取り扱い等市民投票の実施に必要な事項は条例で別に定める。”つまり市民投票の目的とかそういうことについては基本的にここで書いておいて、実施に必要な事項については条例で定めるとこういう形にしたわけです。そういうことで、市民投票における情報の取り扱いも含めてここに入れた方がいいということで入れてみました。だいぶ変更ありますので、皆さんのご意見をいただきたいと思います。い

かがでしょうか。

(市民) この後の中に書くかどうかは別としても、皆様のご異論がなければ投票する制度のところ、18歳以上の市民投票を是非ともせよというようなことを書いておいた方がいいのではないかと、やはり我々が検討した中身もある程度反映させてもらうためには、丸投げで市民投票をつくりなさいというだけでなく、住民の意向というものをこういうところで触れたらどうかと思うのですが。

(富野教授) どういう風にしますかね。本文に書くことではないですね。だから、ふたつやり方があって、ひとつはこれを答申しますので答申する時に早急に18歳という投票条例をつくって欲しいという付帯意見としてつけておくと、これがひとつです。それからもうひとつは、解釈・運用の方で年齢については18歳以上とするとそういう風に明記してしまう、こういうやり方もあります。両方やってしまうかですね。仰る意味は良く分かりますので、条文の中に数字として入れておくということですね、運用の方で。とりあえずやりましょう。

(市民) 市民投票に関する制度を整備するのに、“常設型市民投票制度を含めることは可能”と書いてありますが、常設型をどう取り扱うのか。

(富野教授) 常設型を入れてよろしいですね。じゃあ、入れることにしましょう、解釈に。

ちょっと説明が必要なものがあります。市民投票の情報の取り扱い、例えば開発問題とかそういうことで住民投票があった時に、原発問題なんかで市が情報を出さないことがあります。そうすると、市民が分からないまま投票しなければいけない。住民投票の本来の趣旨が達成できないことになります。そういうことで、市民投票に向けた情報をきっちり書いておかないといけないということです。そういうことであえて入れさせていただきました。

その次に第6章で、“市の責務”です。まず“都市経営の原則”です。用語については解釈で説明するというので、「議会及び市長は、市民の代表機関として、すべての市民及び事業者等に奉仕し、米原市の持続的発展のために適切かつ効率的な都市経営を推進することによって、」ここで切れていましたので、この先にご提案のあったことを入れました。「福祉の増進を図り、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」こういうことを付け加えました。

それから倫理規範のところではありますが、このところは“自ら”というところでご意見がありましたので、“条例に従い、”その次に“法令を適切に解釈し運用しなくてはならない。”ということに変えさせていただきました。それから、市の職員の方です。これは、どういう風に表現するかもご意見がございましたので、ふたつの部分です。“市職員は、議員または上司から職務上明らかに違法または不当な要求を受けたと判断した場合”つまり客観的に明らかに違法かどうかということは別にして、判断した場合ということでこれを入れました。大事なことなんですね。そうしないと客観的に判断しないと駄目だとなると、お前の主観だからとなっては

いけない訳です。そういうことで、“明らかに”と“判断する”ということを入れました。あと告発まで入れるかということですが、その命令及び指示等に従わず、撤回させるために適切な対応をしなければならない。”と、その適切な対応の解釈として告発もあるんですよと、それを含めて解釈を入れておくということをやっておけば、一応告発も入れたらどうかということに対応できるのかと。そうするかどうかは別です。一応そういうことです。

それから議員さんの責務については、こういう形でどうでしょうという提案です。「議員は市民の代表機関である議会の構成員として、自己研鑽に努め、品位及び名誉を保持し、常に市民全体の利益を行動の指針としなければならない。」これはちょっとまどろこしい書き方をしております。それから最後に“市民全体の利益を行動の指針としなければならない。”ということで少し弱めておきました。つまり市民の皆さんが選んだ代表者ですから、それは自主的にこういうことをやっていたかという書き方がいいのかなあということもあります。

それから議会の責務は、「議会は、市民の意思が市政に反映され、適正な市政運営が行われるよう、執行機関を監視し牽制する機能を果たさなければならない。」で、多少ひっかかるのですが、監視という言葉がかなりきついです。だけど他の言葉があるかなと思った時になかなかないです、実は。そういうことで、これはご提案のあった言葉でそのまま活かしております。それから、それにつけて「前項の目的を達成するために、議会は調査・政策提起・意見の提出等を活性化するための具体的な対応をしなければならない。」で、これはどういう意味かということ、要するに議員は研鑽しなければいけないということが書かれてあったんですが、もう少し具体的に、要するに議会の機能、調整機能・政策提起機能・意見の提出等を活発にやるために、具体的な対応として何かを解釈の方で書いておく方法をここでは提案します。

それから、市長の責務のところでご意見がありましたので付け加えました。「市長は、常に市民の意向を把握し、定期的に市政の基本方針を市民及び事業者にわかりやすく説明すると共に、予算編成過程における公開と市民参加を推進するものとする。」とこういうことで、3つほどのご意見をまとめてここに書きました。

それから職員の方です。「市職員は、市民及び事業者との協働の原則にのっとり、米原市の全体の公益のために誠実に職責を果たし、都市経営の改善と効率的な事務の執行に努めなくてはならない。」と、上の方がまちづくりに対する対応です。それから下の方は都市経営に対する対応ということで、一応分けて書きました。皆さんのご意見をいただきたいと思います。

(市民) よろしいですか。今の議員の責務のところ、特定の団体のそういう利益を守るというんですかね、そういうことで議員というのはどんどん活動されていますし、されてもいいのではないかと、そういうような思いをしています。議員というのは、

特定の団体の誘導を図るのにどんどんやられていいんじゃないかと私は思っているのですが、その辺のところをどういう風に解釈されるかと、ちょっと気になっているところです。

(富野教授) 実は、議員さんの性格というのは二重なんです。ひとつは民主主義ですから、民主主義というのは原則的に自分を選んでくれた人のために行動するというのが代表者だと、基本です。そういう意味でよく言われるように、特定の団体から選ばれてその団体のために動くのはおかしいというのですが、あれは本当は民主主義の原則なんです。地域から選ばれば、地域のために頑張るのは当然で、第一義なんです。民主主義の原則からいえば、しかしそれだけでは、全体がまとまらないわけですよ。それで、その次のステップとしては、政治家であり、自分の信念とか意見とか団体の利益だけで動くのではなくて、市民・市域全体のことを考えて妥協や調整をして意見をまとめていく、こういう役割があるわけです。ですから二重の性格を持っている訳ですから、実は指針にしたというのは指針まで緩めたというのは、一時的にはやっぱりそれぞれの代表としての役割を果たすということを前提として、しかし市民全体の利益を考えながら行動してくださいという意味で“指針”という風に書いたのですけど。

(市民) 4番目の議会の責務の中で“執行機関を監視し”となっていますが、これだと議会は自分たちの責任ではなくて、行政をいつも監視するだけになってしまうと理解されがちですので、当然議会では議員提案とか色々あるわけですから、自分たちが市政に関して意見を出してくるという部分もありますので、それに限定するのはどうかなあと思います。

(富野教授) それで、どうしましょう。“適正な市政運営が行われるよう、政策を提起するとともに執行機関を監視し牽制する機能を果たさなければならない。”政策機能を入れて、そのうえで前の規定を達成するためにということでしょうかでしよう。

(市民) もう一点私のわからない点がありまして、倫理規範の部分の“市職員は、”の2行目で、“その命令及び指示等に従わず、撤回させるために適切な対応をしなければならない。”ということになっていると、職員としては従わなかった時には、その次のことをきっちりやらなければいけませんということで義務付けられていると理解が出来るのですが。

(富野教授) そうということです。そういうことによって市民との信頼関係が出来るという解釈です。ですから、それに違反した場合には職員はそれなりの責任を負わなければいけないということです。勿論、命令した上司も責任を負いますが、命令に従ってしまった職員もそれなりの責任ありますとこういう意味です。

じゃあ次に第7章で、協働とか情報のところに分散して吸収できてしまったので、ここは削除ということでご提案させていただきます。

それから、第8章で地域自治活動です。これは皆さんの方からいただいたご意見

をそのまま書き直しました。ただし、協議会というのはあまり固く捉えてもいけませんので、用語の説明を解釈・運用でちゃんとしておこうと。それから「市は、市内の特定の地域における特定の事業の執行を市民の自治的活動に包括的に委ねるために、地域住民と協議の上、地域協議会を設置することができる。」これは何故こういう風にしたかという、いわゆる合併に伴う地域審議会はそもそも包括的になっているのですが、この場合はそういうものではありませんので、まず市内の特定の地域における組織であるということと、それから特定の事業をベースとして委託するものであるということです。それからふたつ目は、これを設置するときは住民と協議しなければいけないと、勝手に行政がつくってはいけませんということを書きました。それで地域協議会の意味については、用語の定義のところでは地縁団体ということできっちり明確に定義するという、定義の方に入れたということです。いかがでしょうか。じゃあ、ここは先に進めさせていただきます。

それでは第9章です。他の公共機関との関係で、これは実は県を含めた広域的対応のところを少しまとめてしまって、1項目にまとめてしまいました。「市は米原市の公益を増進させるために、他の公共機関等との広域的連携及び協調を図り、まちづくりを推進するものとする。」で、この中の解釈として県等も含むということで入れておけば十分であるということで、県は特に出さないということで削りました。その代わり3項として、国際活動・地域づくりのことがありましたので、それをここに入れるということで、「市は、国際社会における諸原則及び国際的合意並びに国際機関の活動に配慮しつつ、国際社会における活動を通じて米原市の福祉の充実と地域社会の発展を図るよう努めるものとする。」ということで、国際社会の対応について地域の発展のためにやっていくのだと、そのため配慮しなければいけないという、これは配慮事項としてです。これはいかがでしょうか。

(市民) “他の公共機関等”というもののカテゴリーが分かりにくい。「市は米原市の公益を増進させるために、他の地方自治体との広域的連携」とした方がわかりやすいですか。

(富野教授) 例えば公団とか財団とか結構あると思うんです。例えば、これからは独立行政法人なんかができてきますし。

(市民) ですから、地方自治体等と“等”を入れた方がわかりやすいですか。他の公共機関という言い方の中に、地方自治体という発想がどうしても浮かばない。

(富野教授) わかりました。要するに第2項は国との関係ですから、第1項はやっぱり基本的には他の地方自治体との関係です、仰るとおり。じゃあ、“地方自治体等”としておいて解釈の中で他のものを入れるということにしましょう。よろしいですか。

では、第10章です。これは自治基本条例推進委員会の関係です。これについては皆さん色々ご意見がありましたので、少し解説を。ひとつは時期を入れた方がいいということもありましたので、“定期的”にという言葉を入れました。“定期的”は

基本的に解釈としては年に1回はということです。それから“勧告”ですが、勧告について書いておいた方がいいということがありましたよね。「また条例の運用にかかる市民・事業者等および関係者の意見聴取等の調査を実施し、市に意見書を提出することができる。」ということで、つまり勧告に対することばかりでなくて、意見書の提出を自らが調査をしてということで自主的な活動もできますという規定です。それからその次に変更に関するものも入れておいた方がいいということで、「自治基本条例推進委員会は、条例の改正に関する諮問を審議して答申を提出するほか、軽微な変更について意見を提出するものとする。」軽微な変更もあり得るのではないかというご意見もありましたので、ただしそれは勝手にやっては困るので自治推進委員会でキチッと意見を申し述べるという手続を経てくださいということです。これについていかがでしょうか。

じゃあ、次に進みます。第11章最高規範については、“次代に引き継ぐ”を入れるということがありましたので、2行目に「この条例を守り育て、次代に引き継ぐ責務を負う。」ということで、これは全ての機関であり受益者ということです。

それから条例の改廃について少し手を加えました。「この条例を改正または廃止するためには、自治基本条例推進委員会に意見を求め、また市民投票において過半数の同意を得なくてはならない。」これがひとつで、つまり改廃の手続きです。その次は軽微な変更についてで、これはその他の手続きに含めてしまいました。「その他の手続き及び軽微な変更については条例でこれを定める。」と、それで軽微な変更の仕方についても一応条例に沿ってやらなければならない、簡単にやってはいけなないと、こういうことです。

では最初に返って前文、ここはふたつありました。結び目という言葉と、それから信仰については“信仰心”に変更するのかあるいは“風土”というより広い言葉にしていくのかということで、信仰のところはどうでしょう。まあ、多数決を採るようなものではありませんので、出来るだけ皆さんの意見を広く・・・

(市民) これは背景として信仰心があるということはそれでいいのですが、強い一体感というところがその文書の流れの中で“深い信仰心”を背景にして“強い一体感”という形に読めるので、それと分けるためには先程意見があったように深い信仰心を持ちというのがひとつと、強い一体感というのは離れないといけませんね。強い一体感は信仰心によって生まれたというものではないと、私は思うので。

(富野教授) この一体感の背景に信仰があるというお話があったので、それでこういう表現になっています。

(市民) 一体感というのは、ひとつの郡として行政的にやってきたということと、もうひとつは経済人が育ててきた、そういう一体感があったんだと思うんです。

(市民) 信仰というのは省かないとしても、信仰と一体性をひとつにくっつけると信仰というものを盾になんか集団的に捉えられがちですね。そこは外した方がいいと、信

仰というのは今言ったように地域性がありますので、そういう地域ですからそれはそれでいいとして。例えば“深い信仰心を背景にして生まれた”とか言う風にしてしまってもいいのではないかと。

(市民) 逆に、その一体感という言葉を変えらることも考えられますね、例えば連帯感とかそういう言葉で、信仰と一体感はなんとなく結びつくものがあるので。我々は自治というものは地域の育ってきた自治から結いみたいな、そんな感じから連帯感みたいなものから今の自治が残っているというね。そういうところもなんとなく言葉の中に、5原則の中にあるという思いでしたので。

(富野教授) 連帯感ですね、それはいいかもしれないなあ。

(市民) いずれにしても、ひとつの信仰を背景にということでないことは確かなんです。信仰心ということであれば、“おこない”のようなものもあるわけです。もうひとつ民俗的な要素があるんです。そういうものがひとつとなってという意味ですから、信仰よりも信仰心の方が私はいいのではないかと思います。

(市民) あのどなたか仰った様に別に一体感とか連帯感って読み上げなくても、“人々は深い信仰心を持ってこの地に愛着を持って住み続けてきました。”そんな風にさらーと流しても私はいいのではないかと思いますのですけれど。

(富野教授) それではこういうのはどうでしょう。“人々は深い信仰心を持って助け合いながらこの地域に愛着を持って住み続け”と、“助け合い”にしてしまって。でもどうなんですか、信仰っていうのはやっぱりある程度深かったのではないですか、僕が感じたのは。こっちに来て随分色んな話を聞いていると、昔からの色んなものが・・・じゃあどうでしょう、後のこともありますので改案つくります。「また、人々は深い信仰心を持って助け合いながらこの地域に愛着を持って住み続け、その歴史は現代におけるこの地域の文化や社会生活に深く関わっています。」とりあえずここでひとつ案にしておきます。信仰“心”を入れるということと、“助け合いながら”ということによって一体感のところは表現すると。

その次結び目ですけれど、これはどうしましょうか。もう少しいい言葉があれば何か提案していただくか。接点というのは固すぎるし。

(市民) なんか結んでしまうのではなしに、広がっていくようなイメージが欲しいなという気がする。

(市民) 私は“結び”という言葉が好きです。水引をイメージします。

(富野教授) ああ、水引ね。

(市民) 結び目はくくってしまって固めるということじゃなくて、そこで広がるという、どちらかというと広がりイメージが・・・

(富野教授) 水引はそういうイメージですよ、確かに。前文に解釈付ける訳にはいかないですからね。寄せてきてその中で色んなことをやる。これは結び目にさせていただけますか。

じゃあ、あと残るところは市民権のところ、市民の定義を「住民及び米原市において外国人登録を有する外国籍住民並びに市内で働く者及び市内で学ぶ者」と、こうすると3章の1項が住民権となっているのですが、これもし市民という言葉に直すと「市民は米原市の主権者であり、市は市民の付託により、市民の・市民による・市民のための都市経営を推進する責任を負う。」こうなる訳ですね。この場合にここで解釈を入れて、この場合の市民権というのはこういう意味の言葉ですということを解説する文を入れて、あえて市民権という言葉でまとめてしまうというやり方があると思います。つまり、これは参政権とかそういうことではなくて、まちづくりに主体的に関与する人たちを含めて全ての人たちがつくっていくものであると、そういう意味を表しているのだと市民権の意味は、そういう風にかき直すということがあると思います。

(市民) 私も旧米原町で住民投票をやった時に一緒に関わってきたのですが、色んな議論がありました。その中で外国人もやはりこれからまちづくりの仲間だということを経底にして条例を制定しようということで、それはその精神は米原市に引き継がれたと思うんですね。そういう意味においては、やはりここであえて住民と市民を主権のところ、分けるというのは、非常に時代が逆戻りしたような気がしますね。

(富野教授) すごく強い皆さんの意思があると思いますので、あえて市民にまとめさせていただくと。住民ということは定義には入れておきますけれども、住民は基本的に特定の場合にしか使わないということで、特に3章の第1項の規定は“市民権”という形で“市民”でまとめさせていただこうと。それで解釈の中で、その意味をキチッと書き込むということでやらしていただくということで、よろしいですね。

(市民) あの3ページ目の、“市政情報の管理及び運用”の章ですけど、7章におさめたらだめですか。

(富野教授) この章はどこに入れるか決めてなかったんです。

(市民) 順番にここに入るのではないのですか。

(富野教授) そうですね、これはどちらでも結構です。要するにどっちにウエイトを置くかです。情報を非常に大事に考えるのであれば前に持ってきた方がいいし、やはり市の責務とかに重きを置くようであれば・・・どっちにします。

(市民) ずらして、“市政情報の管理及び運用”の章を5章にしては。

(富野教授) どちらでも結構です。今ふたつのご意見がありました。7章を消してそこへというご意見と、これを5章にして順番にずらしていくというふたつのご意見があったのですが、どちらがいいでしょう。

・・・・・・複数人発言・・・・・・

(富野教授) 大方のご意見は“市政情報の管理及び運用”の章を5章にしてということですので、この章を5章にしてあとをずらすということにさせていただきます。

(市民) 前文の冒頭ですね、前回色々その歴史的な関係とか展開のところ、山系・山脈



等がありまして伊吹山・霊仙山・姉川・天野川・琵琶湖の関係から、川の流れがあって平野があって琵琶湖があるという大きな姿。単語の羅列というイメージという風にしか読めなくて、情景を浮かべながら読んでいただいた方がずっと入りやすいかなあと。要は伊吹山等々源とした川の流れ姉川・天野川がこう琵琶湖へと注ぎ入るといった文書にうまくならないものかという風な思いで。情景が思い浮かぶようにしたいねというところなんですけど。

(市民) 情景としてもっと高い上から見て、この米原市というのは伊吹山があったり、霊仙があったり、姉川があったり、天野川があったり、琵琶湖がある、そういう中にあるまちですよと。そして4町が合併したまちですよと、さっさと読んだらいけないのか。

(市民) 琵琶湖へ注いだまちということでなくて、そういう中に囲まれたまちですよと読んだ方が素直ではないですか。そうでないと琵琶湖の傍のまちやというイメージに。

(富野教授) 地元の方はむしろこういうパッと並べればイメージあるんじゃないかと思っていたんですけどもそうではないのですか。

(市民) いいえ、十分あります。

(富野教授) そうですか。

(市民) そうですよ。これでいいんじゃないですか、この方がいいような気がする、ポンポンといい気がする。

もうひとつですね、前の山東ではもうひとつホテルと鴨とっていたので、鴨は？って思いまして、琵琶湖にも鴨、いますしね。

(市民) 鴨は代表にならない、米原市の代表に・・・  
・・・・・・・・複数人発言・・・・・・・・

(富野教授) このホテルは、やっぱりこれからもホテルをちゃんとやっていきましょうねという意思があるのですね、これ書いておくと。書いておいていなくなると困りますから、これを書いた以上守らなきゃいけないわけですから。あんまり沢山書いてもどうかと思しますので。

(市民) 用語の定義では、“市民”の定義は働く方とか学ぶ方も含みますが、市民投票のところではこの方々にも投票権があるということですか。

(富野教授) ですからそれは、解釈でこの場合の解釈はこういう風だということを書かなきゃいけないと思います。もし、絞るのであれば絞るように書かなければいけないし、原則本当はそういう人にも投票権があってもいいんじゃないかと思うのだったらそのままやっていくということもあり得ます。

(市民) ここだけ市民投票のところ、米原市に住所を有する市民はとすればいいのではないですか。

(富野教授) 市民投票はそういう規定でよろしいですか。他の人、例えば学生とかそういう人たちが投票に全然関係なくてよろしいですか。だったら、米原市に住所を有する市

民と書いた方が分かりやすい。じゃあ、そういう風にしましょう。

一応これで皆さんのご意見をいただきましたので、大まかにはまとまったと思うんですね。それで、文書については事務的にやらなければいけませんし、解釈運用の中で多少ここはこうだということが出てくると思いますので、ここで大筋で認めていただいたということで今日のご議論いただいた内容で骨子ができたということで行きたいと思います。それで、これを市長さんの方に委員会の答申として出させていただくことにするのか、あるいは条文まで全部書いてお渡しするのかということがありますけれども、私の提案としてはこの形で骨子としてこういう内容で条例つくってくださいという形で諮問に対する答申として出させていただいた方が多分よろしいのではないかとこの風に思っています。技術的に色々でてくるんですよ。そのことでよろしければ、この今日まとまったものを骨子ということで提出させていただくということで結論とさせていただきたいのですけれど、いかがでしょうか。よろしいですか。

それではありがとうございます。どうやらこの委員会は、無事今年中に答申を出させていただけそうで、本当に皆さんすごい努力をしていただき、私も色々勉強させていただきながらここまで出来て光栄です。そういうことで皆さんに感謝の気持ちを申し上げて、どうもありがとうございました。

・・・・拍手・・・・

(会長)

お礼を申し上げます。この会は、第1回の会合は5月30日でそれから6ヶ月間で今日を入れて13回の、それからグループワークをしていただいて、そういうことで委員の皆さんの大変熱心な新しい市に対する思いをベースにした議論をいただきまして、そして本当にこう、富野先生の適切なご指導もいただきながら、他の市・まちにはない米原市独自の自治基本条例の項目を整理させていただいた、そのように思っております。毎回委員の皆さん方の基本条例の熱い思いがひしひしと伝わってきてまして。本当にご苦勞様でした。富野先生には、懇切丁寧にご指導あるいはコーディネートいただきまして、委員の皆さんのところを色々な意見をうまくキチッと汲み上げ・吸い上げながら、本当にこう、素晴らしくまとめて整理いただいたと思います。本当にありがとうございました。

またこれを市長の方へ答申いただくことになるのですが、またこの後も色々なこともこれに関わって続きもあるのではないかと思ったりもしたりしている訳でございます。どうか最後までまたご指導賜りますことをお願い申し上げます。本当に言葉整いませんけれどもお礼の言葉にさせていただきます。本当にありがとうございました。皆さん本当にご苦勞様でした。

・・・・拍手・・・・